

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

登別市

### 2 構造改革特別区域の名称

登別市産業活性化 I T 人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

登別市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

国際観光レクリエーション都市として、年間約 350 万人の観光客が訪れる登別市は、支笏洞爺国立公園内に位置し、豊富な湯量と多種の泉質を誇る登別温泉と山間の静かな国民保養温泉地カルルス温泉を中心に、地獄谷・大湯沼などの自然資源に加え、3つのテーマパークが立地するなど、北海道を代表する観光地として発展を続けている。

また、鉄道幹線、国道 36 号線、高速自動車道（登別東 I C）、登別温泉と洞爺湖を結ぶオロフレトンネルなどが整備され、新千歳空港、札幌など道央圏へ至近距離にあり、広域観光ルート・流通面で有利性を備えている。

全就労人口は 24,167 人（平成 12 年国勢調査）で、市内の就労者は 16,438 人（平成 11 年事業所・企業統計データ）で、全就労者の 32%が市外に就労している。産業別就業人口構成比では、第 3 次産業が全体の 72.4%を占め、卸・小売業、観光に関連するサービス業が 56.1%を占める。第 2 次産業が全体の 26.6%、第 1 次産業は全体の 1%で主に農業、漁業・水産養殖に従事している。

本市の基幹産業である観光は、産業の裾野が広く、経済波及効果、雇用創出効果が大きいが、観光産業と市内他事業者との取引割合は低く、サービス、資材そのものを地場で提供できる仕組みづくりなど、観光を軸として商工業や農林水産業などが有機的に結びついた登別型の産業構造の形成、いわゆる、産業クラスターの形成が課題となっている。

現在、当市の産業政策においては、温泉を活用した予防医療などの健康サービス、自然景観を活用した体験型サービス、高齢者等の観光客を対象とした福祉・介護サービス、農水産業との連携による地元食材の積極的な活用など、基幹産業である観光と他分野との交流・連携を深め、地場産業を集積し、新技術・新産業・新サービスの開発機会をとらえ、市全域をひとつの観光経済圏として

機能させ、有機的なネットワークを生み出す地域再生計画「登別市産業クラスター形成計画」を推進している。

これらを実現するにあたっては、実社会で即戦力となる専門性の高い人材の育成が求められており、特に、当市が目指している観光を核とした新たな産業を創出する上でも、その活動を担う優れた人材を輩出する教育分野の環境整備が必要であり、とりわけ、高度なIT資格を有する専門性の高い人材育成が重要となっている。

昭和57年に学術研究と高等教育機能の充実を目指し、本市が誘致し開校した日本工学院北海道専門学校は、北海道の地で「社会に出て直ぐに役立つ実力ある中堅技術者」の育成を目標に開校以来、教育施設・実験実習機材の整備、実学教育に深い理解と情熱を持つ教師陣により理想的な教育環境を創り上げている。

情報化時代といわれる現代は、電子工学を基盤としたコンピュータなどの技術の進歩によって、大きな社会変革の波が押し寄せている。

このような現代において同校は、学科内容もマルチメディア・コンピュータ・公務員系、エンジニアリング系、建設系、医療系と時代のニーズに応じて幅広い学科をそろえており、優れた技術と知識を有する多くの人材を輩出し、地場企業をリードするような教育を行っている。

情報通信関連産業は、今後も市場の拡大が期待され、それにとまなう産業規模の拡張と雇用の創出が強く期待される分野であるが、人材の質が同産業の発展を左右する大きな要因となることから、本市においてもIT人材の育成に力を入れている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

基幹産業である観光を軸とした産業を集積し、市内全域を一つの観光経済圏として機能させる産業クラスターを形成するため、産業クラスター形成協議会においては、プリペイド型電子マネーの発行による多機能カードサービス、地域観光コンシェルジュサービス、健康保養サービス、デマンド型観光交通サービスなどの事業化に向けた検討を行っているが、いずれのサービスにおいても、運用システムの構築やオペレーターの質の向上が重要な課題となっており、今後ITの先端技術に習熟した人材の輩出が求められている。

このような状況のもと、観光を軸とした新事業展開を担う人材、とりわけグリーンツーリズムなどの進展や国際観光都市化に伴う観光分野、今後拡大が見込まれる健康保養分野などにおいて、情報通信の専門家など新たなビジネスチャンスに対応できる人材を育成することを目的に、平成16年度において、登別市、白老町、登別商工会議所、白老町商工会、登別・白老観光連絡協議会、

日本工学院北海道専門学校で構成する「登別白老雇用創出協議会」を設立し、「広域雇用創出クラスター担い手育成事業」に取り組んでおり、海外からのEメールを外国語から日本語に翻訳できる中核的人材や観光ビジネスに対応できる人材を育成するとともに、基幹産業の観光に新たな視点で取り組みできる意欲ある人材を育成し、雇用創出を図っている。

さらに、登別商工会議所においては、官民パートナーシップ構築の可能性を研究するPPP研究会の設置、中小企業経営者のための経営革新セミナーの開催、起業化促進事業などの取り組みを進めており、企業の新分野進出や新技術・新サービスの提供などの動きを支援している。

以上のように、地場産業の活性化に積極的に取り組んでいる本市においては、近年のIT化の進展に対応した専門的で即戦力となる人材を多数必要としている。

この度、特区における修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業並びに修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業を行う予定の、学校法人片柳学園の設置する日本工学院北海道専門学校は、昭和57年に登別市に開校されて以来20年以上にわたり登別市において「情報化人材育成学科認定制度」の運営など、時代に即した実践的な情報処理教育を行い、情報処理技術者の効果的な育成を図ってきた実績があり、このような学校で高度なIT教育を行うことは、時代のニーズに即応した人材育成や受験者の負担軽減及び受験機会の増加が見込まれる。

この新たな試みが、今後の情報関連技術者養成の効率的、効果的な手段となり、地元学生の就職支援に寄与し、地域企業への人材確保の一助となるとともに、ITリーダーとしての資格を有する人材を地域に輩出することにより、新しいビジネスの立ち上げや既存産業の再構築に繋がり、地域産業の活性化が図られる。

以上のような効果が期待されることから、構造改革特別区域計画を立案する意義がある。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

昭和57年に登別市が誘致し開校した日本工学院北海道専門学校は、優れた技術と知識を有する多くの人材を地場企業をはじめ道内の情報通信関連企業に輩出し、北海道の情報教育をリードしてきた。

情報通信関連産業は、今後も市場の拡大が期待される分野であるが、技術進歩が極めて早く、絶えず新たな技術を注視し、そのスキルを身につけることが必要であり、企業においては高度な技術者の確保・育成が急務となつて

いる。

そこで、本特例を活用し、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

(1) 優秀な若年 I T 人材の輩出

今回の特例措置となる初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験午前試験の免除により、受験者の負担軽減及び受験機会の増加が図られ、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格者数の向上が見込まれる。

このことにより、高度 I T 技術者の卵である優秀な学生達が、市内はもちろんのこと、道内・道外から本市の当該特定事業を実施する情報関連の学校を志望することが見込まれ、その結果、本市から多数の優秀な若年 I T 人材の輩出を可能とする。

(2) 学生の就職支援

現在道内企業においては、就職時に情報技術の関連資格を求められることも少なくなく、在学中の資格取得は資質の向上と就職支援を両立させる。

(3) 産業クラスター形成に資する人材の輩出

地域再生計画「登別市産業クラスター形成計画」は、その推進母体となる民間主体による協議会が設立され、具体的な事業化に向けた検討が行われている。

【具体的な検討項目】

- ① プリペイド型電子マネーの発行による多機能カードサービス
- ② 地域観光コンシェルジュサービス
- ③ 健康保養サービス
- ④ デマンド型観光交通サービス

いずれのサービスも、運用システムの構築やオペレーターの質の向上が重要な課題となっており、今後 I T の先端技術に習熟した人材の輩出が求められている。

本特例措置による資格取得が、学生の就職時のキャリアアップの支援となり、市内の特に I T 人材が不足しているといわれる企業への I T 人材供給と就業支援の役割を担うとともに、本市が推し進めている「登別市産業クラスター形成計画」との連動を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 産業クラスター形成による地域経済の活性化

I T スキルを持つ人材の確保が容易となり、産業クラスターにおける運用システムの差別化が図られ、良質のサービス提供が実現する。

## (2) 地域産業を支える人材の育成

若い世代に資格取得を喚起し、多数の高度なIT人材を育成するためにはその裾野を広げる必要があることから、初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設し、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図る。

初級の情報処理技術者試験の合格数を増やすことによって、ITリーダーとしての資格を有する人材が地元はもとより道内企業に輩出され、結果として、道内における高度IT技術者の増加や、多方面においてのIT化を進めるうえでの活躍が見込まれ、地域産業の活性化を進めるうえでの重要な起爆剤となりうることが期待される。

## (3) 企業内のIT化推進による地域産業の活性化

優秀な若年IT人材を多数輩出することにより、地域企業のIT化を活性化させるとともに、IT関連の起業などを誘発することで、IT人材を育成する特区としての登別市に、教育機関、IT関連企業、就学希望者、IT関連技術者が集まって、新産業創出に対する機運が高まり、未来の登別市の地域産業を担うことに繋がることが予測される。

また、道内のIT関連産業においても、ITスキルを持つ人材確保が容易となり、企業の競争力が高められ、道内の情報処理需要に対応できるため、北海道産業の活性化が一層促進される。

## (4) 新しいビジネスの創出

高度なIT技術に関する国家資格を修得することのできるインフラが充実することにより、新しいビジネスへの創出に繋げることができる。

## (5) 新たな消費活動の創出

今回の特例措置を講ずることにより、北海道内、道外から多くの学生が本市の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが予想され、将来の高度IT技術者を目指す若年層が本市へ流入し、新たな消費活動が創出されることが期待される。

このように、本計画の実現は、地元はもとより道内産業の活性化及び今後のIT人材の育成を図るために欠くことのできないものであり、道内の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらすものである。

## 8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 登別市産業クラスター形成計画の推進

基幹産業である観光と他分野との交流・連携を深め、地場産業を集積し、新技術・新産業・新サービスの開発機会をとらえ、市全域をひとつの観光経済圏として機能させ、有機的なネットワークを生み出す地域再生計画「登別市産業クラスター形成計画」を推進する。

「登別市産業クラスター形成計画」では、

- ① 観光ニーズの変化に対応した、体験型、選択型、保養型、長期滞在型の新しい観光モデルの構築
- ② 350万人の観光客を消費主体と捉え、向かい合うためのしくみの構築
- ③ 地場産業が提供するサービスを重要な観光資源と位置付け、環境、健康、福祉、医療、文化、歴史などの分野と連携した新たな産業の創出

を掲げ、現在、本計画を推進するため市内外50社が参加し、民間主体による「登別市産業クラスター形成協議会」を設立し、事業化に向けた検討を行う。

### (2) 広域雇用創出クラスター担い手育成事業

国際観光都市としての充実を図るため、海外からのEメールを外国語から日本語に翻訳できる中核的人材や観光ビジネスに対応できる人材を育成するとともに、基幹産業の観光に新たな視点で取り組みできる意欲ある人材を育成し、雇用創出を図る。

### (3) 創造的産業活動育成事業

登別商工会議所が実施する中小企業経営革新セミナー・起業家セミナー・PPP研究会を内容とする創造的産業活動育成事業を支援する。

### (4) 起業化支援事業

市内において、地域の資源や技術を活用した地場製品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供を行う起業家の事業を支援し、市内経済の活性化を図る。

### (5) 新産業創造活動事業

地域の特性や技術などを活用した新技術、新製品、新サービスなどの研究・開発事業を行う団体などを支援し、複合産業の基盤をつくる。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131(1143)：修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1) 学校法人 片柳学園 日本工学院北海道専門学校  
所在地：〒059-8601 北海道登別市札内町 184-3  
および修了認定試験の提供者としての講座共同開設者である、  
日本CIW普及育成協議会(JACC)  
代表者：西川 靖俊  
(プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役)  
所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-5-7 江原ビル 5F)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」

別添資料1のとおり。

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース)

別添資料2のとおり。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

- ① 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が定める出席条件を満たした受講生に対して修了認定試験の受験資格を与えることとし、この出席条件は、当該講座の75%以上とする。ただし、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース)の受講生に限っては、前記出席条件に加え、民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得することで、修了認定試験の受験資格を与えるものとする。

- ② 有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。なお、初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（CIW併用コース）の合格基準に限っては、日本CIW普及育成協議会（JACC）が別途定めるものとする。

### （3）修了認定に係る試験の実施方法

- ① 修了認定に係る試験は、認定講座において独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用して実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定める日とする。但し、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（CIW併用コース）における修了認定試験については、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された試験問題を使用して、当該認定講座の終了日以降に実施するものとする。
- ② 前項①に関連し、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定されなかった場合は、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（CIW併用コース）における修了認定試験も、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用して実施する。
- ③ 修了認定試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とする。
- ④ 修了認定試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本工学院北海道専門学校が行うものとする。ただし、「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（CIW併用コース）における修了認定試験については、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。
- ⑤ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果並びに民間資格の取得を含む場合にあっては当該民間資格の取得を証する写しを独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

### （4）修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては当該民間資格の名称とその試験項目

- ① 資格名：「CIW アソシエイト」  
 ② 試験科目：「CIW ファンデーション」  
 ③ 試験項目

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト



		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、

当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の知識を免除するものである。

## 別 紙 2

### 1 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1) 学校法人 片柳学園 日本工学院北海道専門学校  
所在地：〒059-8601 北海道登別市札内町 184-3  
および修了認定試験の提供者としての講座共同開設者である、  
日本C I W普及育成協議会 ( J A C C )  
代表者：西川 靖俊  
(プロソフトトレーニングジャパン株式会社代表取締役)  
所在地：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-5-7 江原ビル 5F)

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験対策講座」

別添資料3のとおり。

「基本情報技術者試験対策講座」(C I W併用コース)

別添資料4のとおり。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

- ① 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が定める出席条件を満たした受講生に対して修了認定試験の受験資格を与えることとし、この出席条件は、当該講座の75%以上とする。ただし、「基本情報技術者試験対策講座」(C I W併用コース)の受講生に限っては、前記出席条件に加え、民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得することで、修了認定試験の受験資格を与えるものとする。

- ② 有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。なお、「基本情報技術者試験対策講座」（C I W併用コース）の合格基準に限っては、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が別途定めるものとする。

### （3）修了認定に係る試験の実施方法

- ① 修了認定に係る試験は、認定講座において独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する試験問題を使用して実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が定める日とする。但し、「基本情報技術者試験対策講座」（C I W併用コース）における修了認定試験については、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された試験問題を使用して、当該認定講座の終了日以降に実施するものとする。
- ② 前項①に関連し、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定されなかった場合は、「基本情報技術者試験対策講座」（C I W併用コース）における修了認定試験も、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する試験問題を使用して実施する。
- ③ 修了認定試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特区区域内に指定した施設とする。
- ④ 修了認定試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本工学院北海道専門学校が行うものとする。ただし、「基本情報技術者試験対策講座」（C I W併用コース）における修了認定試験については、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。
- ⑤ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果並びに民間資格の取得を含む場合にあつては当該民間資格の取得を証する写しを独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

### （4）修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては当該民間資格の名称とその試験項目

- ① 資格名：「CIW アソシエイト」  
 ② 試験科目：「CIW ファンデーション」  
 ③ 試験項目

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用

		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試

験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。